

京都市告示第 358 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 23 年 1 月 7 日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定期 間
京都市立浴場 A グループ (京都市立楽只浴場, 京都市立養正浴場, 京都市立錦林浴場)	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町 5 1 9 番地 財団法人京都市立浴場運営財団	平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
京都市立浴場 B グループ (京都市立壬生浴場, 京都市立三条浴場, 京都市立辰巳浴場)	同 上	同 上
京都市立浴場 C グループ (京都市立崇仁第一浴場, 京都市立崇仁第二浴場, 京都市立崇仁第三浴場)	同 上	同 上
京都市立浴場 D グループ (京都市立山ノ本浴場, 京都市立吉祥院浴場, 京都市立久世浴場, 京都市立改進浴場)	同 上	同 上

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)